

# 京都市都市計画局スライド条項（減額）実施要領

平成14年3月28日都市計画局長決定

## （目的）

第1条 本要領は、本市工事請負契約書第25条「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」（以下「スライド条項」という。）に基づき、減額スライドを実施する際の基本的な運用基準を示し、業務の適正な執行を図ることを目的とする。

## （適用対象工事）

第2条 スライド条項は、都市計画局が施工する建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び土木工事のうち、次のすべての条件を満たす工事に適用する。

- (1) 請負契約締結の日から12箇月を経過した工事であること。
  - (2) 残工事の工期がスライド基準日から2箇月以上あること。
  - (3) 物価変動後の発注者の積算を基にした請負代金額が、30/1,000以上変化していること。
  - (4) 物価変動後の積算額が、請負代金額以下になっていること。
- 2 各工事担当課及び都市総務課技術管理係は、毎年度当初に次の各号に定める事務を行うものとする。
- (1) 各工事担当課は、年度当初において施工中である工事のうち、全工期が14箇月以上である工事を抽出し、別に定める様式に従い都市総務課技術管理係に報告するものとする。
  - (2) 都市総務課技術管理係は、前号の報告を受けた工事から、その年度内に第1項第3号及び第4号に該当するか否かの確認を要する工事を抽出後、各工事の確認時期を調査し、各工事課に対して通知するものとする。ただし、通知は通知後最初に到来する1回分のみとするため、複数回の確認が必要な工事に対する2回目以降の確認時期については別途各工事課が判断するものとする。
- 3 各工事担当課は、次の各号に定める時期に前項第2号の通知を受けた各工事に対して第1項第3号及び第4号に該当するか否かの確認を行い、その結果を別に定める様式に従い都市総務課技術管理係に報告するものとする。
- (1) 請負契約締結の日から12箇月を経過した時
  - (2) 前号の時期においてスライド条項の適用を受けた場合は、その際に定めた基準日から12箇月を経過した時
  - (3) 前2号の時において、スライド条項の適用を受けなかった場合においては、前2号の時から後における労務単価または機械損料改訂時

## （スライド額の算定）

第3条 スライド条項の適用を受ける場合に、受注者と協議するためのスライド額は、次式により算定する。

$$S = [P2 - P1 + (P1 \times 15 / 1000)] \quad (\text{ただし, } P1 > P2)$$

S：スライド額

P1：請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額

P2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

- 2 賃金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更につ

いて行われるものであり、歩掛りの変更については、考慮しない。

- 3 適用対象工事に該当し、交渉の結果1,000分の15以上のスライド額となる場合は、1,000分の15を超える額をスライド額とする。

(基準日の設定)

第4条 スライド変更の必要があると判断される工事について協議開始を申し入れる日を請求日とする。

- 2 請求日から14日以内に工事の出来形確認を行い、基準日とする。

- 3 基準日は次の各号の規定により設定する。

- (1) 請負契約締結の日から12箇月を経過する工事については、経過後おおむね1箇月以内
- (2) 前回のスライド条項適用時に設定した基準日から12箇月を経過した工事については、経過後おおむね1箇月以内
- (3) 労務単価または機械損料改訂時にスライド条項適用の有無を確認する工事については、当該改定時からおおむね1箇月以内

(変更契約)

第5条 スライド条項の適用に係る契約変更は、スライド額の協議確定以降適宜行うものとするが、精算時等最終変更時にまとめて行うことが出来る。

(スライド額の説明)

第6条 スライド額の協議時において、発注者は、積算に用いた各種単価の変動資料や工事費構成書などを活用して、変更内容の説明を行うものとする。

附 則

この要領は平成14年4月1日から施行する。